

# 合同記者会見の実施方針

## 「強大な台風発生のおそれの段階から、リスクコミュニケーションを展開」

国土交通省では、災害対策基本法の改正を受けて、災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーションを展開するため、防災行動計画【第1版】を作成し、一人でも多くの方が円滑に逃げられるような社会の実現を目指します。(令和3年6月29日水管理・国土保全局防災課 記者発表資料)

### 災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】について

別紙1

- 強大な台風の接近等、特別警報を発表する可能性がある場合に、政府は、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置し、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって 災害応急対策を実施(令和3年5月20日施行 改正災害対策基本法)。



- 国土交通省では、あらゆる関係者が連携して災害応急対策を実施する体制を構築するため、**災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーション(住民等への的確な情報発信、避難情報を発令する市町村支援の充実、関係機関との連携強化等)を展開**することとし、今般、その防災行動計画【第1版】を作成。
- 今後、強大な台風の接近等に当たっては、本計画に基づいてリスクコミュニケーションを実施するとともに、実際の災害対応で得た改善点を随時反映して計画の充実を図る。また、計画の実効性をさらに高めていくために、平常時におけるリスクコミュニケーションも強化。

### <防災行動計画【第1版】における主なリスクコミュニケーション>

(【〇日前】は特別警報を発表すると想定される日までの日数)

#### 住民等への的確な情報発信

- ・ 合同記者会見により、気象や河川に関する今後の見通し等を解説【4日前～】
- ・ 鉄道の計画運休の可能性など、交通に関する影響を発信【2日前～】
- ・ 交通機関の運休など、サービス停止の情報を発信【当日】

#### 避難情報を発令する市町村支援の充実

- ・ 避難情報発令に必要な河川、砂防、海岸の情報の連絡体制(ホットライン)の構築【4日前】
- ・ 河川、砂防、海岸に関する今後の見通しを伝達【3日前～】
- ・ リエゾン、JETT、排水ポンプ車等を派遣【2日前～】
- ・ リエゾンやJETTが活動を開始、排水ポンプ車等を前進配備【1日前】

#### 関係機関\*との連携強化

- ・ 連絡体制の確保【4日前】
- ・ 所管施設の点検、備蓄状況の確認等の事前対応や災害時の的確な情報提供などを指示・周知・要請【4日前】
- ・ 「水際・防災対策連絡会議」等を通じた情報提供【3日前～】

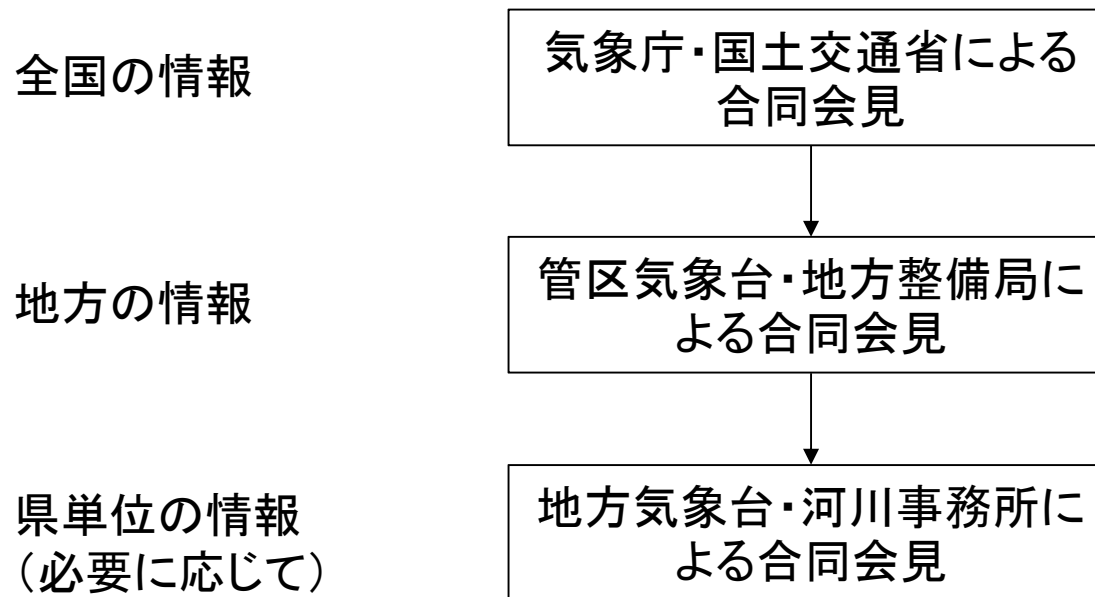
※ 都道府県、高速道路や空港・港湾など関係施設の管理者、交通や物流などの関係事業者等

# 合同会見の実施方針(案)

- 北陸地方において、大規模災害(前線停滞による大雨、大型台風接近、大雨特別警報等)が想定される場合に実施



# 合同会見の流れ



# 北陸合同会見(強大な台風など)の整理事項【新潟県・富山県・石川県】

## 1. 基本方針

○合同会見は、「地方単位」で実施することを基本とする。ただし、必要に応じて「県単位」の合同説明会も実施できるものとする。

○「地方単位」の実施は、新潟県・富山県・石川県のいずれかで開催条件に合致した場合とする。

○「地方単位」の実施機関は、「整備局と新潟地方気象台」とする。

○合同会見の実施時には、新潟会場、富山会場、金沢会場を設営し、それぞれの会場をWEB方式で接続する。

※新潟会場(整備局又は新潟地方気象台)、富山会場(富山河川国道事務所又は富山地方気象台)、金沢会場(金沢河川国道事務所又は金沢地方気象台)。

○各県のマスコミは、各県の会場に集合するか、WEB方式で参加する。

○「地方単位」の説明は、新潟会場において「整備局と新潟地方気象台」が説明する。

○「地方単位」の説明終了後、「県単位」の合同説明会等が必要な場合は、「河川事務所と地方気象台」により各会場で引き続き実施する。

## 2. 開催条件

○開催の条件として以下が想定される。ただし、この条件で必ず実施するものではない。

### ①おそれ本部設置

・4日前に本省庁合同記者会見が開催され、北陸管内(新潟県・富山県・石川県)でも、大雨特別警報発表の可能性や氾濫発生の可能性予想される場合。

※氾濫発生の可能性(レベル4相当:氾濫危険情報⇒氾濫危険水位超過)

### ②台風接近

・3日前の台風進路より、北陸管内(新潟県・富山県・石川県)でも、大雨特別警報発表の可能性や氾濫発生の可能性が予想される場合。

### ③前線停滞により大雨が想定

・北陸管内(新潟県・富山県・石川県)でも、大雨特別警報発表の可能性や氾濫発生の可能性が予想される場合。

### ④大雨特別警報発表

### ⑤氾濫発生(レベル5相当:氾濫発生情報)

### ⑥大雨特別警報の警報等への切り替え時

・切り替え時の水位が、レベル5相当(氾濫発生)・レベル4相当(氾濫危険水位)・レベル3相当(避難判断水位))

## 北陸合同会見(強大な台風など)の整理事項【新潟県・富山県・石川県】

### 3. 開催の時期

○2日前: 14時(平日に行くことを基本とするが、状況によっては休日もあり)

○1日前: 14時(平日に行くことを基本とするが、状況によっては休日もあり)

○当日: 随時(出来るだけ時間帯は配慮するが、深夜・早朝もあり)

○洪水中: 随時(出来るだけ時間帯は配慮するが、深夜・早朝もあり)

※現時点の案としては、4～3日前は「資料配布(資料配布のみ)」とし、合同会見は想定していない。

### 4. 説明内容

○新潟地方気象台は、今後の雨の見通しと警戒事項を予定。(一例)

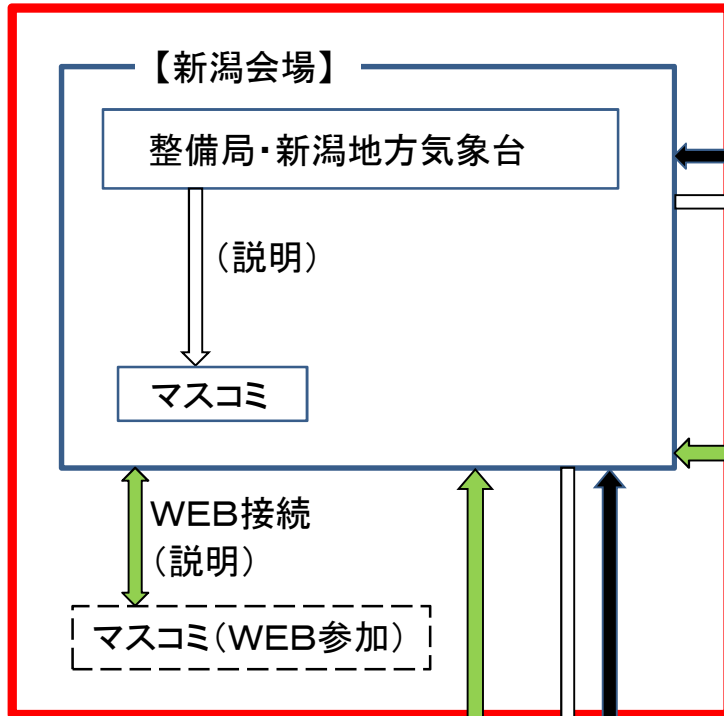
- ・防災事項
- ・天気図と気象衛星
- ・予想天気図
- ・その後の見通し
- ・警報級、注意報級の予想時間帯
- ・早期注意情報
- ・情報の入手先など

○整備局は、河川の情報と命を守るポイントを予定。

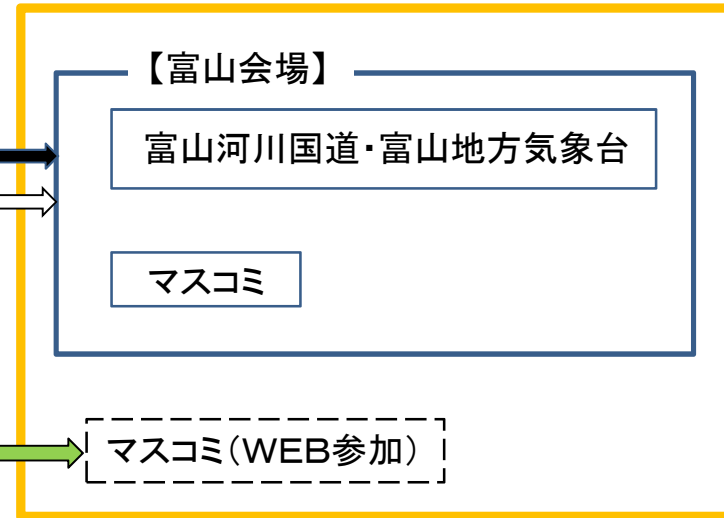
- ・避難に活かすリスク情報(水位に応じた避難行動、水位(現況・予測)、カメラ映像、ハザードマップなど)
  - ※「川の防災情報」などの操作実演を含む
- ・土砂災害に関する情報
- ・ダムの事前放流
- ・過去の洪水・浸水状況
- ・防災留意事項

# 北陸合同会見(地方単位)のイメージ

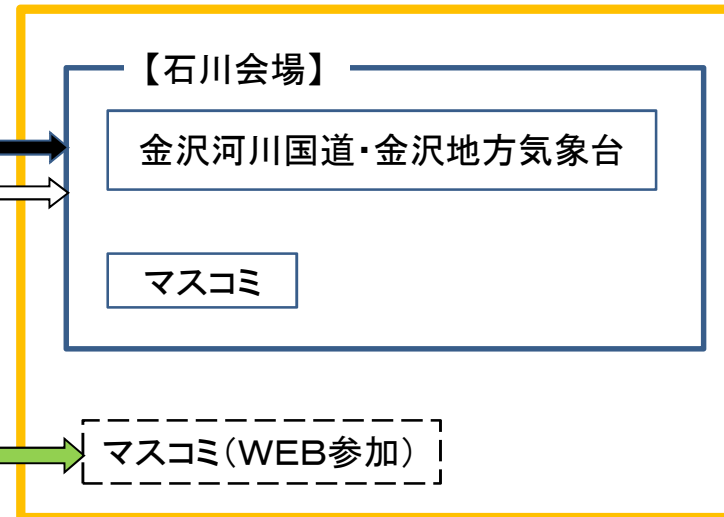
【新潟県】



【富山県】

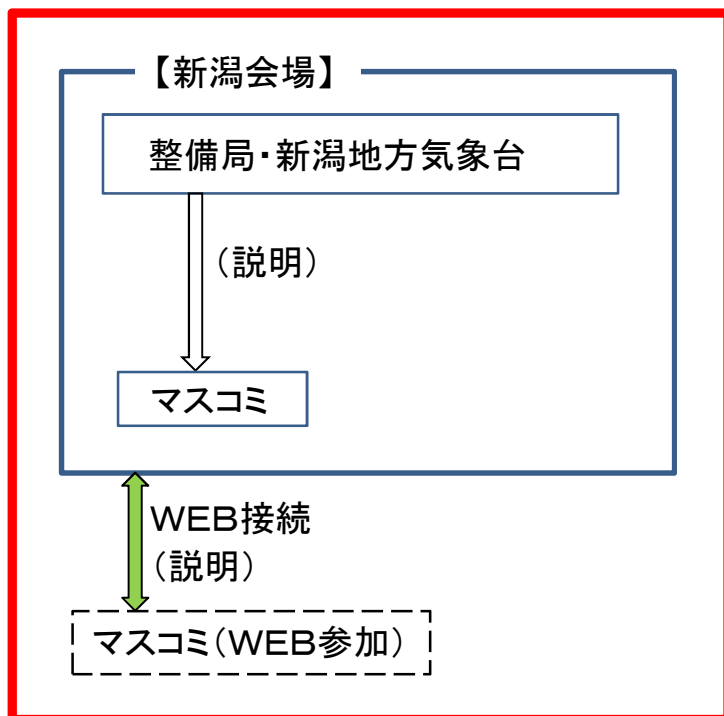


【石川県】

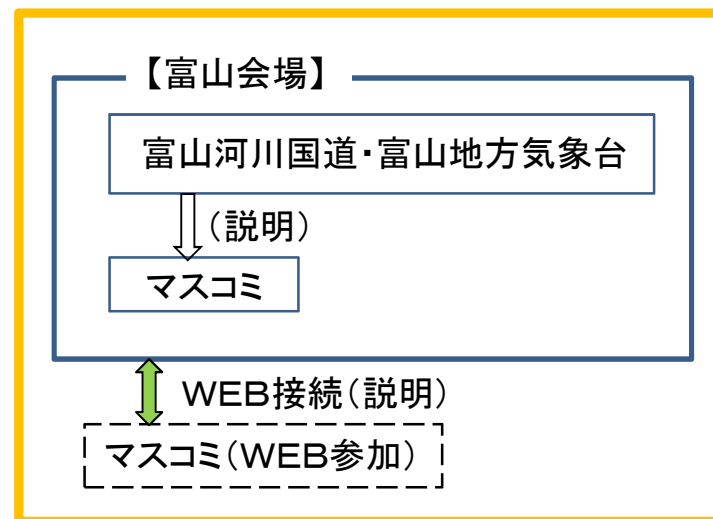


# 北陸合同会見(県単位)のイメージ

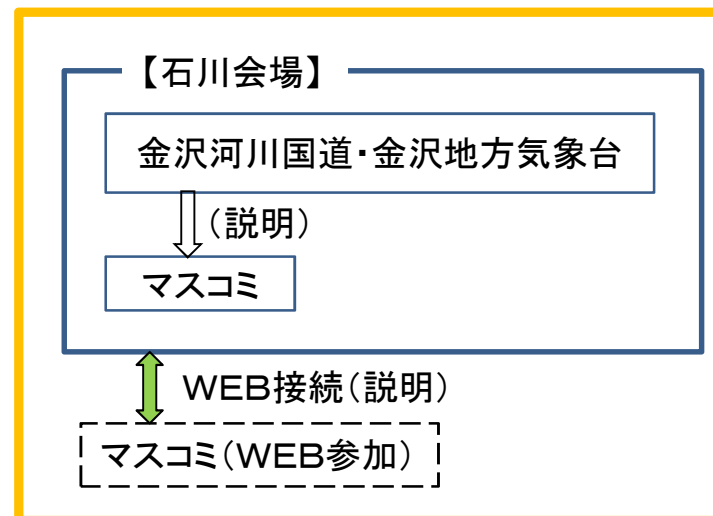
## 【新潟県】



## 【富山県】



## 【石川県】

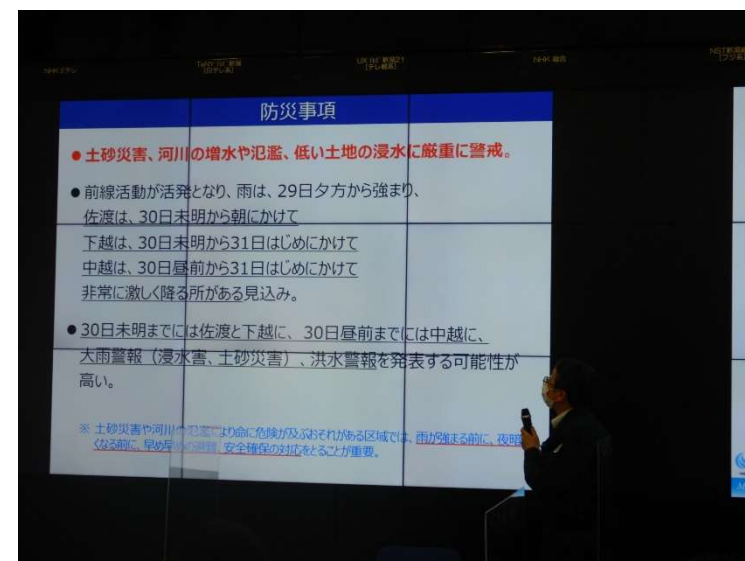




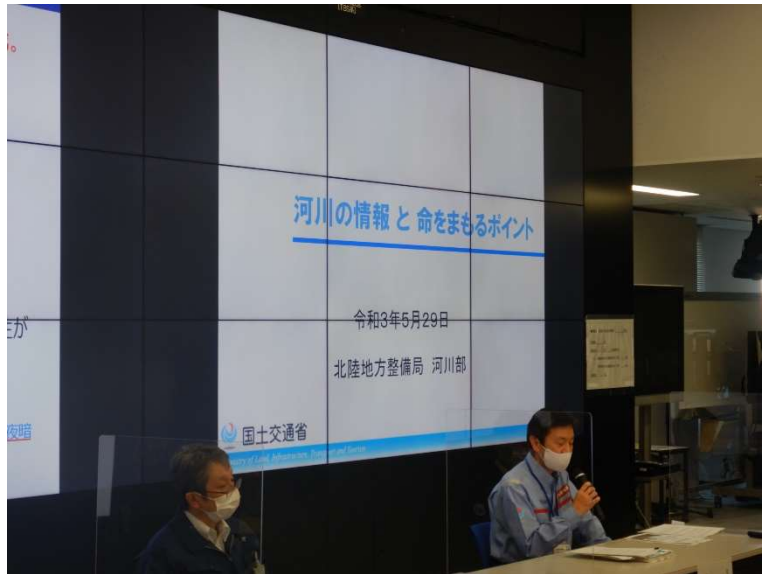
# 地方気象台の説明内容(案)



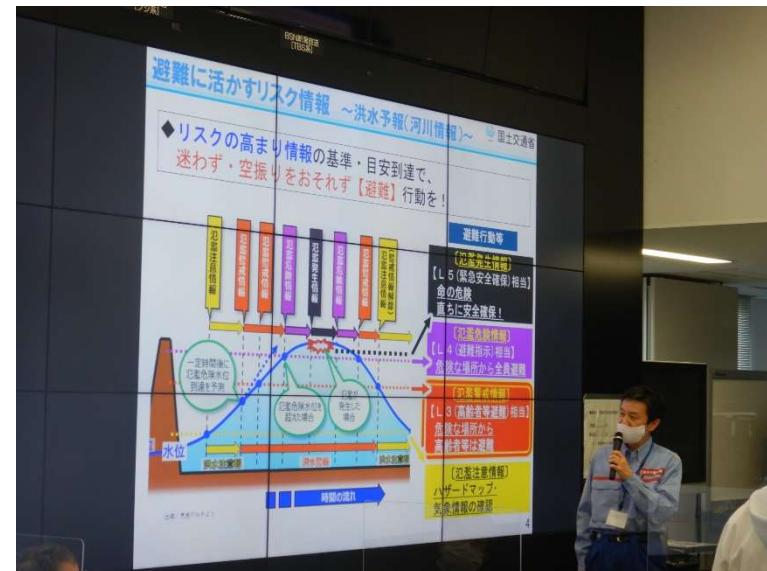
- 地方気象台説明内容(一例)  
(今後の雨の見通しと警戒事項)
- ・ 防災事項
- ・ 天気図、気象衛星
- ・ 予想天気図
- ・ その後の見通し
- ・ 警報級、注意報級の予想時間帯
- ・ 早期注意情報
- ・ 情報の入手先など



# 地方整備局の説明(案)



- 地方整備局の説明内容  
(河川の情報と命をまもるポイント)
  - ・避難に活かすリスク情報(水位に応じた避難行動、水位(現況・予測)、カメラ映像、ハザードマップなど)
  - ※「川の防災情報」などの操作実演を含む
    - ・土砂災害に関する情報
    - ・ダムの事前放流
    - ・過去の洪水・浸水状況
    - ・防災留意事項



強大な台風発生のおそれ段階から、リスクコミュニケーションを展開  
～国土交通省の防災行動計画【第1版】作成～

国土交通省では、災害対策基本法の改正を受けて、災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーション※を展開するため、防災行動計画【第1版】を作成し、一人でも多くの方が円滑に逃げられるような社会の実現を目指します。

- 本年改正された災害対策基本法により、強大な台風の接近等、特別警報を発表する可能性がある場合に、政府は、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置し、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって災害応急対策を実施できることとなりました。
- 今般、国土交通省では、防災行動計画に基づくリスクコミュニケーションを実施するとともに、実際の災害対応で得た改善点を随時反映し、計画の充実を図ってまいります。また、計画の実効性をさらに高めていくために、平常時におけるリスクコミュニケーションも強化してまいります。

※自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者(国、地方公共団体、指定公共機関に加え、民間企業や国民の皆様も含む)が、複数の主体間で行うコミュニケーション(情報共有、意見交換、協働など)。

## 【添付資料】

- 別紙1 概要
- 別紙2 災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】  
～特別警報発表の可能性のある強大な台風の接近を想定～

## 【お問合せ先】 国土交通省水管理・国土保全局防災課

課長 補佐 野村 文彦 TEL : 03-5253-8111 (内線 35-726)

計画係長 田口 真矢 (内線 35-729)

03-5253-8457 (直通)

FAX : 03-5253-1607

- 強大な台風の接近等、特別警報を公表する可能性がある場合に、政府は、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置し、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって 災害応急対策を実施(令和3年5月20日施行 改正災害対策基本法)。



- 国土交通省では、あらゆる関係者が連携して災害応急対策を実施する体制を構築するため、**災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーション(住民等への的確な情報発信、避難情報を発令する市町村支援の充実、関係機関との連携強化等)**を展開することとし、今般、その防災行動計画【第1版】を作成。
- 今後、強大な台風の接近等に当たっては、本計画に基づいてリスクコミュニケーションを実施するとともに、実際の災害対応で得た改善点を随時反映して計画の充実を図る。また、計画の実効性をさらに高めていくために、平常時におけるリスクコミュニケーションも強化。

### <防災行動計画【第1版】における主なリスクコミュニケーション>

(【〇日前】は特別警報を公表すると想定される日までの日数)

#### 住民等への的確な情報発信

- 合同記者会見により、気象や河川に関する今後の見通し等を解説【4日前～】
- 鉄道の計画運休の可能性など、交通に関する影響を発信【2日前～】
- 交通機関の運休など、サービス停止の情報を発信【当日】

#### 避難情報を発令する市町村支援の充実

- 避難情報発令に必要な河川、砂防、海岸の情報の連絡体制(ホットライン)の構築【4日前】
- 河川、砂防、海岸に関する今後の見通しを伝達【3日前～】
- リエゾン、JETT、排水ポンプ車等を派遣【2日前～】
- リエゾンやJETTが活動を開始、排水ポンプ車等を前進配備【1日前】

#### 関係機関\*との連携強化

- 連絡体制の確保【4日前】
- 所管施設の点検、備蓄状況の確認等の事前対応や災害時の的確な情報提供などを指示・周知・要請【4日前】
- 「水際・防災対策連絡会議」等を通じた情報提供【3日前～】

\* 都道府県、高速道路や空港・港湾など関係施設の管理者、交通や物流などの関係事業者等

# 防災行動計画【第1版】に基づくリスクコミュニケーションによる対応強化

- ✓ 住民等への的確な情報発信により、事前準備が充実、円滑な避難を実現
- ✓ 市町村への支援の充実を図ることにより、市町村がよりの確に避難情報を発令
- ✓ 関係機関との連携強化により、災害応急対策が充実

## 住民、企業 等

事前準備が充実

円滑な避難を実現

### 住民等への的確な情報発信

- ・合同記者会見
- ・影響予測の発信 等

従前の対応よりも災害の影響を実感

## 国土交通省、関係機関\*

災害応急対策が充実

### 関係機関との連携強化

- ・連携体制の確保
- ・事前対応の実施 等

従前の対応よりも  
2日程度前倒し

※都道府県、高速道路や空港・港湾など  
関係施設の管理者、交通や物流などの  
関係事業者等

- ・情報提供
- ・避難指示 等

## 市町村

よりの確に実施

### 避難情報を発令する市町村支援の充実

- ・ホットライン構築
- ・リエゾンの派遣 等

従前の対応よりも1~2日程度前倒し

注) ここに記載している「従前の対応」は、令和2年台風第10号における災害応急対策

# 災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】

～ 特別警報発表の可能性のある強大な台風の接近を想定～

令和3年6月29日

国土交通省

災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】

【凡例】 黒字: 台風・高潮への事前対策等の実施 赤字: 住民等への的確な情報発信 青字: 避難情報を発令する市町村支援の充実 緑字: 関係機関(整備局、運輸局、交通事業者等)との連携の強化

日時	気象情報 等	国土交通省(本省)	整備局・運輸局/事業者 等	自治体/マスコミ・住民 等
上陸の4日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風第〇号が発達しながら、日本列島に接近</li> <li>・ 政府が「災害対策本部(災害発生のおそれ)」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別警報級の台風が接近・上陸する可能性の発表</li> <li>○ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見</li> <li>○ 水防に関して、都道府県に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防管理団体(市区町村)に対して、水防資機材の備蓄状況や危険箇所の確認などの事前対応を行うよう助言すること</li> <li>・ 市区町村に対して、要配慮者施設の管理者との連絡体制を確保するよう助言すること</li> </ul>                             を助言                         </li> <li>○ 河川・ダムに関して、整備局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡視や設備の動作確認など出水への事前対応を実施すること</li> <li>・ 市町村との連絡体制を確保すること</li> <li>・ 管内の都道府県へ同様の対応を要請すること 等</li> </ul>                             を指示                         </li> <li>○ 下水道に関して、都道府県等及び市町村に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の点検や燃料の調達など出水への事前対応を実施すること</li> </ul>                             を要請                         </li> <li>○ 砂防に関して、整備局等及び都道府県に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所の確認など土砂災害への事前対応を実施すること</li> <li>・ 市町村との連絡体制を確保すること 等</li> </ul>                             を指示・要請                         </li> <li>○ 道路に関して、整備局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路施設の巡視・点検など出水への事前対応を実施すること</li> <li>・ 高速道路会社や警察・消防、経産省・電力会社等との連携体制を確保すること 等</li> </ul>                             を指示                         </li> <li>○ 港湾に関して、整備局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾管理者等に対し、コンテナ流出防止やクレーン固縛など高潮・暴風への事前対応を実施すること等について注意喚起すること</li> <li>・ 発災後の航路啓開等に備えた海洋環境整備船等の出動準備体制の構築(燃料補給等)すること</li> <li>・ 基幹的広域防災拠点からの災害対策用資機材の貸与について、港湾管理者等に対して周知すること</li> <li>・ 港湾管理者等との連絡体制を確保すること 等</li> </ul>                             を指示                         </li> <li>○ 海岸に関して、整備局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全施設の点検など高潮への事前対応を実施すること</li> <li>・ 市町村との連絡体制を確保すること</li> <li>・ 管内の都道府県へ同様の対応について要請すること 等</li> </ul>                             を指示                         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見(整備局等、気象台)</li> <li>→ 水防管理団体に対し、水防資機材の備蓄状況や危険箇所の確認などの事前対応を行うよう助言(都道府県)</li> <li>→ 市区町村に対し、要配慮者施設の管理者との連絡体制を確保するよう助言(都道府県)</li> <li>→ 河川・ダムの巡視や設備の動作確認など出水への事前対応等を実施(整備局等)</li> <li>→ 市町村との連絡体制確保等を実施(整備局等)</li> <li>→ 管内の都道府県に対し、河川・ダムの巡視や設備の動作確認など出水への事前対応等について要請(整備局等)</li> <li>→ 危険箇所の確認等を実施(整備局等)</li> <li>→ 市町村との連絡体制確保等を実施(整備局等)</li> <li>→ 道路施設の巡視・点検など出水への事前対応等を実施(整備局等)</li> <li>→ 高速道路会社、警察・消防、経産局・電力会社などとの連携体制確保等を実施(整備局等)</li> <li>→ 港湾管理者等に対し、コンテナ流出防止やクレーン固縛など高潮・暴風への事前対応を実施すること等について注意喚起(整備局等)</li> <li>→ 海洋環境整備船等の出動準備体制を構築(整備局等)</li> <li>→ 基幹的広域防災拠点からの災害対策用資機材の貸与について、港湾管理者等に対して周知(整備局)</li> <li>→ 港湾管理者等との連絡体制確保を実施(整備局等)</li> <li>→ 海岸保全施設の点検など高潮への事前対応等を実施(整備局等)</li> <li>→ 市町村との連絡体制確保等を実施(整備局等)</li> <li>→ 都道府県に対し、海岸保全施設の点検など高潮への事前対応等を実施することを要請(整備局等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 気象、河川に関する今後の見通しの認知(マスコミ、住民)</li> <li>→ 水防資機材の備蓄状況や危険箇所の確認などの事前対応を実施(水防管理団体)</li> <li>→ 要配慮者施設の管理者との連絡体制を確保(市区町村)</li> <li>→ 河川・ダムの巡視や設備の動作確認など出水への事前対応等を実施(都道府県)</li> <li>→ 下水道施設の点検や燃料の調達など出水への事前対応等を実施(都道府県等、市町村)</li> <li>→ 危険箇所の確認等を実施(都道府県)</li> <li>→ 市町村との連絡体制確保等を実施(都道府県)</li> <li>→ コンテナ流出防止やクレーン固縛など高潮・暴風への事前対応等を実施(港湾管理者等)</li> <li>→ 海岸保全施設の点検など高潮への事前対応等を実施(都道府県)</li> </ul>

災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】

【凡例】 黒字: 台風・高潮への事前対策等の実施 赤字: 住民等への的確な情報発信 青字: 避難情報を発令する市町村支援の充実 緑字: 関係機関(整備局、運輸局、交通事業者等)との連携の強化

日時	気象情報 等	国土交通省(本省)	整備局・運輸局／事業者 等	自治体／マスコミ・住民 等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道に関して、運輸局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道事業者に対し、適切に運転規制を行うなど出水への事前対応を実施するよう注意喚起すること</li> <li>・ 鉄道事業者に対し、利用者へ適確に運行情報を提供すること、帰宅困難者や駅滞留者への対応等を適切に講ずること等について注意喚起すること 等</li> </ul>                             を指示                         </li> <li>○ 自動車運送に関して、バス・トラック等の自動車運送事業者に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の退避など出水への事前対応を実施すること</li> <li>・ 運休などのサービス停止に係る情報を発信すること</li> <li>・ 社内の連絡体制を確保すること 等を要請</li> </ul> </li> <li>○ 海上運送に関して、海運事業者団体に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走錨事故対策の徹底などの注意喚起すること 等を要請</li> </ul> </li> <li>○ 海上運送に関して、運輸局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海運事業者に対し、運航計画の変更が生じた場合に利用者へ適確に情報提供すること等について注意喚起すること</li> <li>・ 海運事業者との連絡体制を確保すること 等を指示</li> </ul> </li> <li>○ 空港に関して、空港管理者等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用電源の確認など浸水・暴風等への事前対応を実施すること</li> <li>・ 空港内滞留者への対応準備をすること</li> <li>・ 空港事業者等との連絡体制を確保すること 等を要請</li> </ul> </li> <li>○ 緊急支援物資輸送に関して、物流事業者等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省内関係各局等(物資支援チーム)との連絡体制を確保すること 等を要請</li> </ul> </li> <li>○ 緊急支援物資輸送に関して、運輸局等に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域物資拠点等として活用可能な物流事業者の施設リスト(民間物資拠点リスト)の提供に備え、都道府県等との連絡体制を確保すること 等を指示</li> </ul> </li> <li>○ ゴルフ練習場の鉄柱に関して、関係団体に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄柱の安全性確保のためネットを下ろすなど強風への事前対応を実施すること</li> </ul>                             を要請                         </li> <li>○ 建設業団体に対し、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの確認や作業員等の安全確保の徹底など事前対応を実施すること 等を要請</li> </ul> </li> <li>○ 台風第○号に関する国土交通省災害対策本部(災害発生のおそれ)の設置</li> <li>○ 整備局等に対し、リエゾン派遣の検討を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 鉄道事業者に対し、適切に運転規制を行うなど出水への事前対応を実施するよう注意喚起を実施(運輸局等)</li> <li>→ 鉄道事業者に対し、利用者へ適確に運行情報を提供すること、帰宅困難者や駅滞留者への対応等を適切に講ずること等について注意喚起(運輸局等)</li> <li>→ 車両の退避など出水への事前対応を実施すること(自動車運送業者)</li> <li>→ 運休などのサービス停止に係る情報を発信すること(自動車運送業者)</li> <li>→ 社内の連絡体制を確保(自動車運送業者)</li> <li>→ 走錨事故対策の徹底などを注意喚起(海運事業者団体)</li> <li>→ 海運事業者に対して、運航計画の変更が生じた場合に利用者へ適確に情報提供すること等について、注意喚起を実施(運輸局等)</li> <li>→ 海運事業者との連絡体制確保等を実施(運輸局等)</li> <li>→ 非常用電源の確認など浸水・暴風等への事前対応を実施(空港管理者)</li> <li>→ 空港内滞留者への対応準備を実施(空港管理者)</li> <li>→ 空港事業者等との連絡体制を確保(空港管理者)</li> <li>→ 関係事業者との連絡体制確保等を実施(物流事業者団体等)</li> <li>→ 広域物資拠点等として活用可能な物流事業者の施設リスト(民間物資拠点リスト)の提供に備え、都道府県等との連絡体制確保等を実施(運輸局等)</li> <li>→ 会員に対し、鉄柱の安全性確保のためネットを下ろすなど強風への事前対応を要請(関係団体)</li> <li>→ 会員に対し、ハザードマップの確認や作業員等の安全確保の徹底など事前対応を実施(建設業団体)</li> <li>→ リエゾン派遣の検討を開始(整備局等)</li> </ul>	



災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】

【凡例】 黒字: 台風・高潮への事前対策等の実施 赤字: 住民等への的確な情報発信 青字: 避難情報を発令する市町村支援の充実 緑字: 関係機関(整備局、運輸局、交通事業者等)との連携の強化

日時	気象情報 等	国土交通省(本省)	整備局・運輸局／事業者 等	自治体／マスコミ・住民 等
上陸の 3日前	・ 特別警報級の台風第○号 が日本列島に接近	○ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見	→ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見(整備局等、気象台) ・ 計画運休の可能性の公表を準備(鉄道事業者) 事前に締結された治水協定に従い、事前放流を実施(ダム・管理者) ※予測降雨量が治水協定で定めた基準降雨量を超えた時点で判断  船舶の荒天対策、海難の未然防止など海事関係者等への ・ 船舶交通の安全に関する情報提供、注意喚起及び避難勧告等を順次発出(管区海上保安本部、各海上保安部)  港湾管理者等に対し、港湾・海岸に関する今後の見通しについて、「水際・防災対策連絡会議」等を通じて情報提供(整備局等) ・ 河川、砂防、海岸に関する今後の見通しを市町村等に伝達(整備局等)	→ 気象、河川に関する今後の見通しの認知(マスコミ、住民)  → 船舶交通の安全に関する情報等の認知(海事関係者等)  → 港湾・海岸に関する今後の見通しについて、「水際・防災対策連絡会議」等を通じて情報を認知(港湾管理者等)
		○ 整備局等に対し、リエゾンの人選・手配を指示	→ リエゾンの人選・手配を実施(整備局等)	
上陸の 2日前	・ 特別警報級の台風第○号 が上陸するおそれ	○ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見	→ 気象、河川に関する今後の見通し、鉄道等への影響に関する今後の見通しなどの合同記者会見(整備局等、運輸局等、気象台) ・ 「●●鉄道の沿線エリアで○日▲時から運休の可能性あり」など鉄道の計画運休の可能性を公表(鉄道事業者) ・ 高速道路の通行止め予測区間の公表を準備、利用者への注意喚起を実施(整備局等・高速道路会社) ・ 「●●バスの▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休見込みを公表」など、運休などのサービス停止に係る情報を発信(自動車運送事業者) ・ 「●●港に入港予定の●●船は○日▲時から■時の間は運休見込みを公表」など、運航計画変更の情報提供を実施(海運事業者) ・ 「●●航空の○日▲▲便は運休を公表」など、運休・遅延などの運航状況に係る情報を発信(航空事業者) 東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海における船舶の湾外等の安全な海域への避難や入湾の回避を勧告・命令(管区海上保安本部) ※改正海上交通安全法等施行後  港湾管理者等に対し、港湾・海岸に関する今後の見通しについて、「水際・防災対策連絡会議」等を通じて情報提供(整備局等) ・ 河川、砂防、海岸に関する今後の見通しを市町村等に伝達(整備局等)	→ 気象、河川に関する今後の見通し、鉄道等への影響に関する今後の見通しなどの認知(マスコミ、住民) → 「●●鉄道の沿線エリアで○日▲時から運休の可能性あり」など鉄道の計画運休の可能性を認知(マスコミ、住民) → 台風による道路への影響を認知(利用者) → 「●●バスの▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休見込み」など、運休などのサービス停止に係る情報を認知(マスコミ、住民) → 「●●港に入港予定の●●船は○日▲時から■時の間は運休見込み」など、運航計画変更の情報を認知(マスコミ、住民) → 「●●航空の○日▲▲便は運休」など、運休・遅延などの運航状況に係る情報を認知(マスコミ、住民) → 湾外などの安全な海域への避難等を実施(海事関係者等)  → 港湾・海岸に関する今後の見通しについて、「水際・防災対策連絡会議」等を通じて情報を認知(港湾管理者等)
		○ 自治体へのJETTの派遣を指示 ○ 整備局等に対し、リエゾン派遣、排水ポンプ車等の前進配備を指示	→ 自治体へのJETTの出発準備開始・順次出発(気象台) → リエゾン、排水ポンプ車等の出発準備開始・順次出発(整備局等)	

災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画【第1版】

【凡例】 黒字:台風・高潮への事前対策等の実施 赤字:住民等への的確な情報発信 青字:避難情報を発令する市町村支援の充実 緑字:関係機関(整備局、運輸局、交通事業者等)との連携の強化

日時	気象情報 等	国土交通省(本省)	整備局・運輸局／事業者 等	自治体／マスコミ・住民 等
上陸の1日前	・特別警報級の台風第○号が上陸する見込み	○ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象、河川に関する今後の見通し、鉄道等への影響に関する今後の見通しなどの合同記者会見(整備局等、運輸局等、気象台)</li> <li>「●●鉄道の▲▲区間は○日▲時から運休を実施予定」など鉄道の計画運休実施を予告(鉄道事業者)</li> <li>計画運休・車両避難、帰宅困難者や駅滞留者への対応等を実施(鉄道事業者)</li> <li>「●●ICから▲▲ICの区間は通行止めの可能性あり」など、高速道路等の通行止め予測区間の公表(整備局等・高速会社)</li> <li>「●●バスの▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休見込みを公表」など、運休などのサービス停止に係る情報を発信(自動車運送事業者)</li> <li>「●●港に入港予定の●●船は○日▲時から■時の間は運休見込みを公表」など、運航計画変更の情報提供を実施(海運事業者)</li> <li>「●●航空の○日▲▲便は運休を公表」など、運休・遅延などの運航状況に係る情報を発信(航空事業者)</li> <li>港湾管理者等に対し、港湾・海岸に関する今後の見通しについて、「水際・防災対策連絡会議」等を通じて情報提供(整備局等)</li> <li>河川、砂防、海岸に関する今後の見通しを市町村等に伝達(整備局等)</li> <li>(リエゾンの到着により)市町村との連絡体制確保等を強化(整備局等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象、河川に関する今後の見通し、鉄道等への影響に関する今後の見通しなどの認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●鉄道の▲▲区間は○日▲時から運休を実施予定」など、鉄道の計画運休実施を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●ICから▲▲ICの区間は通行止めの可能性あり」など、高速道路の通行止めの可能性を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●バスの▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休見込み」など、運休などのサービス停止に係る情報を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●港に入港予定の●●船は○日▲時から■時の間は運休見込み」など、運航計画変更の情報を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●航空の○日▲▲便は運休」など、運休・遅延などの運航状況に係る情報を認知(マスコミ、住民)</li> <li>港湾・海岸に関する今後の見通しについて、「水際・防災対策連絡会議」等を通じて情報を認知(港湾管理者等)</li> </ul>
上陸当日	・特別警報級の台風第○号が上陸	○ 気象、河川に関する今後の見通しの合同記者会見	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報発表(気象台)</li> <li>気象、河川に関する今後の見通し、鉄道等への影響に関する今後の見通しなどの合同記者会見(整備局等、運輸局等、気象台)</li> <li>「●●鉄道の▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休を実施中」など鉄道の計画運休実施区間を公表(鉄道事業者)</li> <li>計画運休・車両避難、帰宅困難者や駅滞留者への対応等を実施(鉄道事業者)</li> <li>「●●ICから▲▲ICの区間は○日▲時から■時の間は通行止めを実施中」など高速道路等の通行止区間を公表(整備局等・高速会社)</li> <li>「●●バスの▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休を実施中」など、運休などのサービス停止に係る情報を発信(自動車運送事業者)</li> <li>「●●港に入港予定の●●船は○日▲時から■時の間は運休を実施中」など、運航計画変更の情報提供を実施(海運事業者)</li> <li>「●●航空の○日▲▲便は運休を公表」など、運休・遅延などの運航状況に係る情報を発信(航空事業者)</li> <li>空港滞留者への対応を実施(空港管理者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象、河川に関する今後の見通し、鉄道等への影響に関する今後の見通しなどの認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●鉄道の▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休を実施中」など、鉄道の計画運休実施区間を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●ICから▲▲ICの区間は○日▲時から■時の間は通行止めを実施中」など、高速道路等の通行止区間を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●バスの▲▲区間は○日▲時から■時の間は運休を実施中」など、運休などのサービス停止に係る情報を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●港に入港予定の●●船は○日▲時から■時の間は運休を実施中」など、運航計画変更の情報を認知(マスコミ、住民)</li> <li>「●●航空の○日▲▲便は運休」など、運休・遅延などの運航状況に係る情報を認知(マスコミ、住民)</li> </ul>

降雨、水位、災害発生等の状況を踏まえ、住民、企業、市町村、都道府県等のあらゆる関係者と連携し、省を挙げて災害応急対策を実施(国土交通省)

※令和2年台風第10号の対応等を踏まえ、現時点(令和3年6月末時点)で実施できる事項をとりまとめた作成した。

※上記時間軸は各機関が防災行動を実施する目安であり、実際の対応に当たっては、台風の進路等に応じて行動することとなる。

※ここでいう特別警報級の台風とは、日本に中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上で接近・通過すると予想される台風(ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上)。